

政治社会学会機関誌『政治社会論叢』
(Japanese Review of Political Society)
編集規程

第1条（目的）

本規程は、政治社会学会会則第3条第2号に基づいて刊行される『政治社会論叢』（以下、「本誌」という。）の企画・編集・刊行等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（刊行）

本誌は政治社会学会（以下、「本会」という。）の機関誌として、年一回発行される。

第3条（編集委員会）

本誌の刊行を円滑に行うために年報編集委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は本誌の企画、編集、刊行等を所掌する。
- 3 委員長の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員長は政治社会学会理事でなければならない。
- 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち少なくとも一名は本会理事長又は副理事長でなければならない。

第4条（原稿種別）

本誌は、「独立論文」、「特集論文」、「研究ノート」、「資料」、「書評」、「書評論文」から構成される。

2 年報編集委員会は、必要がある場合には、他の原稿種別を設けることができる。

第5条（投稿資格）

投稿時点において年会費を完納している本会会員のみが論文を投稿することができる。ただし、著者の半数以上が会員である共著論文は、本条の投稿資格を満たしているものとみなす。

第6条（原稿の要件）

原稿種別に拘わらず、原稿は次の要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 本会の設立趣旨に合致し、学術的価値の高い論文
 - (2) 未公刊論文（学会報告は公刊された論文とはみなさない）
 - (3) 日本語又は英語で執筆された論文
- 2 前項の要件を踏まえ、最終的に原稿受理の可否は委員会が決する。
- 3 前項の規定に基づいて、原稿を受理しない場合、委員会はその旨を遅滞なく原稿著者に通知しなければならない。

第7条（利益相反）

投稿者のうち1人または全員が、当該論文の研究に関連して特定の営利企業から金銭的支援を受けている場合（謝金、研究費を含む）、投稿日から起算して過去1年以内の利益相反の有無を申告しなければならない。

第8条（査読）

原稿は、原則として、2名以上の匿名の査読者によって審査される。

- 2 査読者が次に該当する場合、当該査読者は当該論文の審査を行うことができない。

- (1) 投稿者と同一の研究機関に所属している場合、
 - (2) 師弟関係、共同研究者など当該論文を審査するうえで客観性を担保できない事情がある場合、
 - (3) その他審査を行う上で不相当と認められる事情がある場合、
- 3 査読者が非会員の場合、謝金を支払うものとする。
 - 4 第4条第1項に規定した原稿種別のうち、「独立論文」、「特集論文」、「研究ノート」、「書評論文」に対して審査を実施する。
 - 5 前項に規定した以外の原稿種別については委員会が採否を決定する。
 - 6 審査の形式はダブルブラインドとする。
 - 7 査読者の審査結果を踏まえ、編集委員会が原稿の掲載可否を決定する。

第9条（著作権）

本誌に掲載された原稿の著作権は本学会に帰属する。

- 2 本学会が電子媒体を用いて本誌を公開することを、原稿著者は承諾したものとする。
- 3 本誌掲載後1年を経過した論文は、著者本人の判断で他の媒体に転載することができる。

第10条（執筆要綱）

投稿規程及び執筆要項は別に定める。

第11条（変更）

この規程は、政治社会学会理事会の議に基づいて変更することができる。

附則

この改正規程は2021年5月10日から施行する。